

川崎市院外処方プロトコール 導入マニュアル

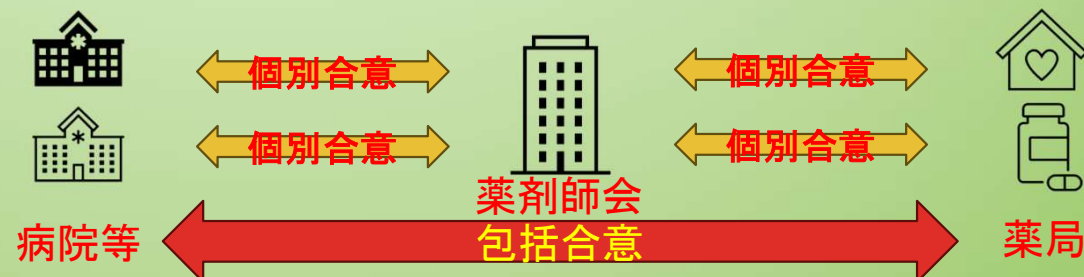
一般社団法人
川崎市薬剤師会

R2026.7.14



本プロトコルの概要

- 本プロトコルは、事前に医師と合意をした形式的な疑義照会を事後報告とする取り決めに記したものです。
- 本プロトコル利用するためには「**川崎市薬剤師会 会員薬局**」である**必要があります**
- 本プロトコルに参加を**希望**する会員薬局と、川崎市薬剤師会が合意を結びます。そして川崎市薬剤師会が合意会員薬局を代表し、プロトコル参加病院、及び地域医師会と合意を結ぶ形になっています。



- 本プロトコルは川崎市周辺地域にも広がっています。市外の薬局は、所属する薬剤師会と合意を結ぶ必要があります。



プロトコール参加方法のあらまし

- 本プロトコール運用は、**プロトコール書の内容を遵守する必要があります。**そのため、**今後、年に1回、動画研修を受講して頂く必要**が御座います。
- **プロトコールを使用をする前に、動画研修および、プロトコール書内容をご確認頂いた上、合意書を取り交わしてください。**
- 動画研修・受諾合意書・プロトコール書取得はインターネット上で行えます。

プロトコール特設サイトに各種書類を集約しております。

https://www.kawayaku.or.jp/re/11_info_protocol.html



手順 1

プロトコール書内容確認と動画研修

＜プロトコール書ダウンロードをしてください＞

https://www.kawayaku.or.jp/re/11_info_protocol.html

こちらから4番の資料（プロトコール書）をダウンロードしてください

＜動画研修を受講してください＞

https://youtu.be/b-GHThIT_fo

プロトコール書をお手元にご用意して頂き、プロトコール内容を確認しながら動画をご覧ください。



手順 2

以下の2つのフォームの回答をお願いします

<理解度到達度テストを行ってください>

動画研修受講をされたかの確認も兼ねています

<https://forms.gle/2AKrTjwggwX5uJGY9>

<薬局情報をデジタル入力してください>

<https://forms.gle/pRVWpY48SbBqgkGN8>

手順 3

合意受諾書の取り交わし

＜合意受諾書を郵送してください＞

https://www.kawayaku.or.jp/re/11_info_protocol.html

こちらから5番の資料（会員合意薬局受諾書）をダウンロードして印刷してください

- ①乙欄に貴局情報をご記入ください。必ず薬局の印（法人であれば法人印）を捺印してください。
- ②貴局および薬剤師会保管用の2部を作成してください
- ③以下のものを川崎市薬剤師会に郵送してください

合意受諾書 2部

返信先を記入した返信用封筒（切手貼付お願いします）

＜郵送先＞ 川崎市川崎区富士見1-1-1-5F

044-211-2325

一般社団法人 川崎市薬剤師会

- ④川崎市薬剤師会にて会長印を押印後、1部を貴局に返送させていただきます。



プロトコール書がお手元に返送され

ホームページ薬局リストに店舗名が掲載されましたら

プロトコール利用開始となります

薬局リストは

https://www.kawayaku.or.jp/re/11_info_protocol.html

の3番をご覧ください

リストに薬局名掲載が無い場合は、ブラウザの丸い矢印マーク（ページ再描画）を押すか
ウィンドウズPCではCtrl+F5を押して再描画をお試しください。

それでも掲載が無い場合はお手数ですが事務局までご連絡お願い致します。